

第 60 回通関士試験 法改正点・解説・出題予想

■ 関税法に関する法改正

1 「減却」の意義 ⇒総合講義 関税法 P37（入門）の③、P33（中上級）の問題②の解答に追記

（内容）

関税法基本通達で規定されている減却の意義が改められた。

（詳細）

「減却」とは、貨物に対して焼却、破碎、溶解、発酵等の処理を行うことにより**貨物の形態をとどめなくすること**をいい、**当該処理によって、再生利用の用に供される灰、破片、泥等が発生する場合も含む**。
なお、当該貨物の**経済的価値がほとんどないと認められる状態**（例えば、空ビン、レコード、電子計算機器等の破壊、穴あけ、切断、碎片若しくは圧縮、塗料等への土砂混入又はフィルム、衣類等の細断）にし、**かつ取締上支障がないと認められる場合は、「減却」とみなして扱うこととする**。

2 内国貨物の運送手続きを要しない場合の通達新設

⇒総合講義 関税法 P54(3)（入門）、P48(3)（中上級）に追記

（概要）

関税法基本通達 66－5 が新設された。

（内容）

66－5

特例輸入者に係る特例申告貨物のうち船（取）卸港に到着する前に輸入の許可を受けたもの（内国貨物）について、引き続き当該貨物を積んでいた外国貿易船等により、本邦内の場所相互間を運送しようとする場合は、法第 66 条に規定する内国貨物の運送手続を要しないこととする。

3 保税業者に対する業務改善命令の創設等 ⇒総合講義 関税法 第 2 章「保税制度」

（概要）

保税業者が関税法に従って保税地域の業務を行わなかったことその他の事由により、関税法の実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、税関から保税業者に対し業務の遂行の改善に必要な措置をとるべきこと等を命ずることができるよう、業務改善命令を創設することとされた。

その他、法令の規定を遵守するために必要な業務の手順及び体制に関する事項を規定した規則（保税業務規則）を定めることを関税法で義務付ける等も追加された。

（内容）

- ①保税業者に対する業務改善命令の創設（**業務改善命令**）
- ②保税業者が規則を定めることの法定化
- ③保税地域から貨物を搬出する際の確認義務の創設
- ④搬入停止・許可取消処分等に関する規定の改正 ←目を通す程度で良い

(詳細)

①業務改善命令

⇒総合講義 関税法 第2章「保税制度」P38（入門）、P34（中上級）の(5)と(6)の間に追記

税関長は、保税地域（指定保税地域、保税蔵置場、保税工場、保税展示場、総合保税地域）の許可を受けた者がこの法律の規定に従って保税地域の業務を行わなかったことその他の事由により、この法律の実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該保税地域の許可を受けた者（指定保税地域及び総合保税地域においては貨物を管理する者）に対し、第43条第11号（許可の要件）に規定する規則に定められた事項に係る業務の遂行の改善に必要な措置をとるべきこと又は当該規則の制定若しくは変更を命ずることができる。

2項 ※ここは補足として記載する

税関長は、前項の規定による命令をしようとするときは、当該命令に係る保税地域の許可を受けた者にあらかじめその旨を通知し、その者若しくはその代理人の出頭を求めて意見を聴取し、又はその他の方法により、釈明のための証拠を提出する機会を与えなければならない。

改正（+α）関税法基本通達 48-1(7)

許可の取消しの規定に基づく処分を行う場合であっても、法の実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、業務改善命令を併せて行うことができる。

②保税業者が規則を定めることの法定化

⇒総合講義 関税法 第2章「保税制度」P32（入門）、P29（中上級）の最後に⑦として追記

申請者が、許可を受けようとするこれらの保税地域の業務について、その者（その者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者がこの法律その他の法令の規定を遵守するために必要な業務の手順及び体制に関する事項として財務省令で定める事項を規定した規則を定めていない場合

⇒総合講義 関税法 第2章「保税制度」P38（入門）、P34（中上級）の(5)と(6)の間に追記

指定保税地域において貨物を管理する者は、その指定保税地域の業務について、その者（その者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者がこの法律その他の法令の規定を遵守するために必要な業務の手順及び体制に関する事項として財務省令で定める事項を規定した規則を定め、当該指定保税地域において貨物の管理を開始した後、遅滞なく、税関長に届け出なければならない。当該規則に定められた事項を変更した場合においても、同様とする。

※保税蔵置場、保税工場、保税展示場、総合保税地域の場合も同様（許可申請時に保税業務規則の提出が必要）

③保税地域から貨物を搬出する際の確認義務の創設

⇒総合講義 関税法 第2章「保税制度」P38（入門）、P34（中上級）の(6)と(7)の間に追記

保税地域において貨物を管理する者は、その管理する外国貨物（信書及び輸出の許可を受けた貨物を除く。）又は輸入の許可を受けた貨物をその保税地域から出そうとする場合には、これらの貨物を保税地域から出すことにつき必要とされるこの法律の規定による許可、承認又は届出があることを確認しなければならない。

④搬入停止・許可取消処分等に関する規定の改正 ※ここは目を通す程度でよい

業務改善命令違反に対する処分に関する規定を新設

- ・原則 7 日間（過去 3 年以内に業務改善命令違反が 1 回あった場合は 30 日間、2 回以上あった場合は 60 日間）の搬入停止処分
- ・ただし、業務改善命令を同様の内容で複数回行ったにもかかわらず、改善が見込まれない等、保税地域の許可を取り消すことがやむを得ないと税関長が判断したときには、許可取消処分を行うことができる

保税蔵置場の業務につき関税法の規定に違反した場合（関税法第 48 条第 1 項第 1 号）の処分について、次の点を改正

- ・業務改善命令を最後に受けた日から 1 年を経過するまでに非違が行われた場合の点数の加算を追加
- ・非違の態様に、保税地域から貨物を搬出する際の確認義務違反を追加 など

4 複数の保税地域に分散して置かれている輸出貨物の取扱いの通達新設

⇒ 総合講義 関税法 P61(3)、P96(3)のそれぞれ最後（入門）に追記

P55(3)、P88(3)のそれぞれ最後（中上級）に追記

※過去問題集 通関実務第 52 回設問 3 で出題されたことがある。

（概要）

これまで輸出貨物は「関税法基本通達 67-4-18 の規定による輸入貨物の取扱いに準じて取り扱う」とされていたが、67-2-14 として新設された。上記にも記載の通り、実務での出題がされたことがあるため、新たな記載と共に準備するとよい。また、輸入貨物の方についても(3)が新設されているので併せて確認しておくこと。

（内容）

67-2-14

輸出貨物（本船扱い又はふ中扱いの承認を受けようとする貨物を除く。以下この項において同じ。）が複数の保税地域に分散して置かれている場合において、次の全ての条件に該当すると認められるときは、輸出者等からの申出に基づき、一の輸出申告による申告を行うことを認めて差し支えない。

なお、輸出貨物の一部が一の**他所蔵置場所**（法第 30 条第 1 項第 2 号の規定により税関長が指定した場所）に置かれている場合は、原則として上記の一の輸出申告による申告を行うことは**認めないものとする**（輸出貨物の一部又は全部が複数の他所蔵置場所に分散して置かれている場合は、上記の一の輸出申告による申告を行うことは認めないものとする。）。

- (1) 輸出貨物が置かれている複数の保税地域が同一の税関の管轄区域、かつ、原則として同一都道府県に所在していること。
- (2) 輸出貨物を一の保税地域に置くことが困難であるためにやむを得ず複数の保税地域に分散して置かれている等、一の輸出申告により通関する必要があると認められること。
- (3) 複数の保税地域に分散して置かれている輸出貨物について、一の保税地域ごとに置かれている貨物の品名及び数量を輸出者又は通関業者が把握し、かつ、税関が検査を行うのに支障がないと認められること。

67-4-18

輸入貨物（本船扱い又はふ中扱いの承認を受けようとする貨物を除く。以下この項において同じ。）が複数の保税地域に分散して置かれている場合において、次の全ての条件に該当すると認められるときは、輸入者等からの申出に基づき、一の輸入申告による申告を行うことを認めて差し支えない。